

令和3年度新潟市内部統制評価報告書審査実施計画

1 審査の種類

地方自治法第150条第5項に基づく内部統制評価報告書審査

2 審査の対象

令和3年度新潟市内部統制評価報告書

3 審査の着眼点

(1) 評価手続に係る記載の審査

ア 市長が評価手続に沿って適切に評価を実施したか

イ 市長が過不足なく不備を把握したか

(2) 評価結果に係る記載の審査

ア 市長が把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行ったか

イ 市長が把握した整備上の重大な不備について、評価基準日までに是正したか

4 審査の主な実施手続

内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料の閲覧、及び関係職員に対する質問等により審査する。

なお、審査に際しては、「新潟市監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」の「V監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づくとともに、その他の監査等において得られた知見を活用する。

5 審査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室等

(2) 日程

ア 実施期間 令和4年5月下旬～令和4年8月下旬

イ 監査委員ヒアリング 令和4年7月上旬

ウ 中間報告 令和4年7月下旬

エ 監査委員復命 令和4年8月下旬

オ 市長提出 令和4年9月上旬

6 審査の担当者及び事務分担

一般会計等担当グループ及び公営企業会計担当グループ